

## 最上町障害者活躍推進計画

機関名	最上町（町長部局）
任命権者	最上町長
期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
最上町（町長部局）における障害者雇用に関する課題	最上町においては、令和4年度において、法定雇用率が未達成となってしまったが、令和5年度に教育委員会部局との特例認定を受ける予定であり、これにより法定雇用率を達成する見込みである。今後は継続して法定雇用率を達成していけるよう、教育委員会部局と連携して障害者雇用に取り組む必要がある。
目標	
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（各年6月1日時点）</p> <p>（各年度）特例認定を受ける予定である最上町教育委員会と合算して6月1日時点の法定雇用率を達成する。</p> <p>（参考）令和4年6月1日時点の実雇用率：1.65%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>職場環境等を理由とする離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで離職状況を把握</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者として総務企画課長を選任する。</li> <li>○ 障害者である職員の相談窓口を設定する。</li> </ul>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担無く遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> </ul>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</li> <li>○ 募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。</li> <li>・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。</li> <li>・特定の就労支援施設からの受け入れに限定すること。</li> </ul> </li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</li> </ul>